

児童発達支援 放課後等デイサービス
エイド

令和2年度 衛生管理マニュアル

株式会社 lei サポート

I 衛生管理マニュアル

通常時

- (1) 毎日（営業日）における衛生管理
サービス提供時間後：各設備の衛生管理（点検）

（内容）

訓練室：床塩素消毒。モップ掛け。

トイレ…清掃。塩素消毒、トイレットペーパーの補充。

洗面所…清掃。塩素消毒。タオルの交換。

調理室、台所…清掃。タオルの交換。調理器具、食器の衛生管理。

担当者

管理者及び管理責任者

- (2) 毎日（営業日）における利用者への衛生支援及び指導

- ① 利用者が通所時、必ず以下の確認を指導員が行い、チェック表に記載する。

- ・衣服、持ち物等の衛生管理
- ・けが等、咳、鼻水、爪の確認。（けがは帰宅前にも確認）
- ・手洗い、うがい
- ・来所持の検温。（学校休校日は来所持と昼食後2回）
- ・利用者の保護者様からの連絡帳、送迎時の学校等での確認

- ② 以下の時点で手洗い、除菌を励行する。

- ・来所時
- ・おやつ、昼食前（左記の時は食卓の除菌も行う）
- ・外遊び、外出からの帰社時
- ・トイレ使用后
- ・その他必要に応じて

緊急時

- (1) 疾病の可能性のある利用者が参加の場合

- ① 体調を確認。安静にし体温測定。保護者に連絡。

(2) 上記(1)の事後対応

- ① 管理者より当事者のご家庭に連絡
 - ・利用者本人の病状、経過
 - ・感染症及び伝染病ではないかを聞き取る

(3) 上記(2)も含め、感染症及び伝染病が発生した場合

- ① 管理者より速やかに以下に連絡し、今後の対応の指示を受ける

鈴鹿保健所 保健衛生室

電話：059-382-8671 FAX：059-382-7958

住所：鈴鹿市西条5-117（鈴鹿庁舎2階）

平成29年7月1日 施行

令和元年8月1日 改訂

令和2年4月1日 改訂